



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位
美濃加茂市市政記者クラブ、可児記者クラブ 同時配布資料

令和5年1月26日(木)岐阜県発表資料		
担当課	担当者	電話番号
可茂県事務所環境課	環境課長 岡部 浩司	TEL 0574-25-3111 (内線215) FAX 0574-25-3934

産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、令和5年1月23日に下記の産業廃棄物収集運搬業者の許可の取消処分を行いました。

1 被処分者

- (1) 住 所 岐阜県可児市土田5638番地1
- (2) 氏 名 株式会社アイテムリサイクル 代表取締役 市原 寛二

[許可内容]

産業廃棄物収集運搬業

- ・許可年月日 平成30年2月1日(新規)
- ・許可番号 02101199745
- ・積替え又は保管の有無 無し
- ・産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類
上記6品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
以上 6種類
上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

3 取消年月日

令和5年1月23日

4 取消しの理由

被処分者の役員であった者が、平成29年12月2日にさいたま地方裁判所において刑法に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その者が被処分者の役員に就任した時点において、刑の執行が終わった日から5年を経過していないことが判明しました。

これにより、被処分者は、法第14条第5項第2号ニのうち、同号イにおいて規定する第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当するに至りました。

本事実、法第14条の3の2第1項第4号に定める許可の取消事由に該当します。

[参考条文]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第七条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第十四条

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき(前三号に該当する場合を除く。)。